

松田町自治基本条例(仮称)の条建て骨子(案)

資料 4

章名	条	項目	区分			説明等
前文			○			前文は決定済
第1章 総則	1条	目的	○			
	2条	条例の位置付け	○			
	3条	定義	○			
第2章 自治の基本理念	4条	自治の基本理念	○			
第3章 自治の基本原則	5条	情報共有の原則	○			
	6条	参加の原則	○			
	7条	協働の原則	○			「協働」に変わる文言の検討
第4章 まちづくりの指針	8条	まちづくりの指針	○			
第5章 役割と責務	9条	市民の役割と責務	○			「町民」の役割と責務に変更
	10条	事業者の役割と責務		△		企業(NPO等)の社会的参加の時代要請があるが、具体の明記事項の検討
	11条	議会の責務	○			議会基本条例との兼ね合い
	12条	議員の責務	○			
	13条	市長等の責務	○			「町長」等の責務に名称変更
	14条	職員の責務	○			
第6章 行政運営	15条	行政運営の基本	○			
	16条	総合計画	○			地方自治法改正後の条例制定のため
	17条	財政運営		△		
	18条	監査			×	
	19条	行政評価		△		
	20条	行政手続			×	
	21条	説明責任及び応答責任		△		
	22条	パブリックコメント	○			実施手法の担保策(他条例の制定等)
	23条	情報公開	○			情報公開条例への委任の検討
	24条	個人情報保護	○			個人情報保護条例への委任の検討
	25条	学習環境の整備			×	
第7章 まちづくり基金	26条	まちづくり基金			×	
第8章 住民投票	27条	住民投票		△		個別・常設型の何れを選択するか
第9章 地域コミュニティ	28条	地域コミュニティ		△		当町の現状に近い表現としては「自治会等の地域コミュニティ」が適切か
第10章 国及び他の自治体との関係	29条	国及び他の自治体との関係	○			
第11章 条例の実行性の担保及び見直し	30条	自治基本条例推進委員会	○			条例制定後の「検証組織」の在り方について
第12章 雑則	31条	条例の見直し	○			具体的見直し時期の設定について
	32条	委任	○			
特別明記		子どもに関すること		△		町民等の責務に内包するのではなく、特出し(別途、条項設置)とするか
		高齢者に関すること		△		